

編集委員会委員

田村 亨

TAMURA, Tohru

北海道大学大学院工学研究院北方圏環境政策工学専攻教授

1. 制度を変える好機

わが国の高度成長期に作られた社会基盤整備に関わる諸制度（事業制度）は、策定から60年余りが経ち、造る時代から使う時代への変更が必要とされている。1968年に制定された都市計画法（計画制度）も46年間の歴史を経て、能動的な政策地区であれば土地利用計画は不要ではないか、そもそも「一体としての都市」とは何かといった、本質的な見直しの議論がなされている。交通・運輸の規制・許認可に関わる1980年代後半からの世界的なトレンドは「市場化」と「地方分権」であり、この方向性も30年余りが経過して新しい機軸が求められているのではなかろうか。

保守主義（コンサーバティズム）という言葉がある。これは過去の政策を墨守するという意味ではなく、新しい政策を生み出すために、今ある政策の「何を捨てるかを問う」ところに醍醐味がある。新たに法律を作るときには、それが国民の権利と義務をどのように変えるかが問われる。この法律事項に関わる内容は、多くの国民に知らされていないため、何を捨てたのかが分からないまま新しい法律がつくられていると国民には映る。社会資本が充足されるに従って、国民の眼には交通・運輸に関わる各種制度が重なって見えているのではなかろうか。

2. 政策立案者に現場の声が届いているか

土木計画学の教えの一つに「分からなくなったら現場に戻れ」という言葉がある。だが、現場である地方自治体には交通・運輸を専門とする担当者が居ない場合が多い。現場における専門家不足は、着想・内部合意形成・決定の際の説得力ある定量的データの欠如に繋がり、担当事業部局、首長、議会ひいては地元経済界の当該分野への消極性となって現れる。

利活用・運営の時代に入った空港の事例を見てみよう。空港を管理する地方自治体の多くは厳しい財政下に置かれており、空港経営や航空事業への戦略なき助成はもはや許されない状況にある。昨今の航空会社の経営の困難さが増す中で、自治体は原点に戻り、地域経済を活性化させ自律的な経済を構築して、航空需要の増加をとおした路線の維持を図る必要がある。地方自治体が戦略を練ろうとすると、①基本施設、ターミナルビル事業、駐車場事業、グランドハンドリング事業、航空機給油事業などの収支データ、②将来の収入、費用を踏まえた経営の中期予測、③地方公共団体の空港への財政負担などのデータが整理されていないという。これを打破するためには、隘路に的確に対応できる外部の専門家集団の育成と情報整理が必要であり、国が先導して専門家集団の育成と情報整理を行うべきではなかろうか。

3. 「総合化」は、制度見直しの機軸となれるか

ところで、土木学会は1879年に設立された工学会を前身として、1914年に設立され2014年で100周年を迎えた。土木は、近代土木

の黎明期である明治時代には社会基盤整備を推進し、大正末期の関東大震災では首都の復興に貢献してきた。昭和初期には近代国家の産業基盤の整備を進め、戦後は荒廃した国土を復興し、高度経済成長の基礎を固め、さらには頻発する自然災害からわが国を守ってきた。運輸政策研究所の所長を務めた中村英夫先生は82代土木学会会長（1994-95）を、森地茂先生は92代会長（2004-05）を務め、交通・運輸に関わるわが国の「市場化」と「地方分権」をリードしてこられた。僭越ではあるが、お二人の研究作法を、初代会長である古市公威先生の会長講演（1915）に見ることができると私は考えている。

古市会長は「なお、本会の研究事項は工学の範囲にとどまらず、現に工科大学の土木工学科の課程には工学に属していない工芸経済学があり、土木行政法がある。土木専門のものは人に接すること即ち人と交渉することが最も多い。右の科目に関する研究の必要性を感じること切実なるものがある」と述べている。近年、少子高齢化問題やエネルギー問題、地球温暖化問題が現実のものとなりつつあり、また、東日本大震災は改めて社会安全を大きな問題として提起した。これらの個々の課題に取り組むことを通じて、市民とともに究極的に目指すべき国土のあるべき姿を実現するためには、それを支える仕組みや手続の総合化が重要であり、これを追い求めることこそが古市会長の示唆した作法ではなかろうか。

4. 個と全体の構成をデザインする

「地域のことは地域で決める」という分権の流れの中で、交通・運輸行政に関わる国の役割は、基本的なルール・枠組みの設定・政策目的との整合性や効果の判断となる。それ以外は、整備と運営管理を区別した上で、民間も社会基盤の主役と積極的に位置づけ、コストパフォーマンスの優れている主体が行うべきである。一方、災害リスクや人口減による地方部の衰退リスクは、これまで国や地方自治体などの官が負担してきた。このため、リスク負担は安定的ではあるが、固定的・画一的な施策となっていた。これからは、多様な主体がリスクを少しずつ負担することが模索される。官のリスク負担を民間へ転移することは、民間企業から言えば、経営権の移転でもある。このことを官が認識して、例えば収支均衡の経営政策や収益の留保などに一定の制度変更が要請されよう。

ここで重要なことは、「よりよい社会とは」という射程の長い全体のビジョンを国が示すことであり、それを国民と議論し共有するとともに、多様な主体の参画・協働を促進させる制度の枠組みをデザインすることではなかろうか。それを踏まえて、地域のアイデンティティ、地域シンボルづくり、地域をよくしたいという住民の能動性を引き出すためのサービス改善目標を各地域が個別に作り、それを実現するための俯瞰的・弾力的な制度づくりがなされるべきではなかろうか。